

第 1 条 本会は、愛媛大学空手道部 OB 会と称する。

第 2 条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 会員相互の親睦を図ること。
- (2) 愛媛大学空手道部(以下「同部」)の向上発展に寄与すること。

第 3 条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 同部専用ホームページ等を利用した本会の報告・連絡等
- (2) OB 会総会(以下「総会」)の開催
- (3) 同部の向上発展に対する支援
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 条 本会は、事務局を第 6 条に規定する事務局長の自宅に置く。

第 5 条 本会の会員は同部に在籍中の者及び在籍した者のうち本会の趣旨に賛同し本会に入会登録したものであるものとする。

第 6 条 本会には、次の役員を置き、役員会を構成する。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 事務局長 1 名
 - (3) 事務局次長 1 名
 - (4) 幹事 若干名
- 2 会長は、総会において会員のうちから選出する。
 - 3 事務局長及び事務局次長は、会長の指名により、総会で同意を得るものとする。
 - 4 幹事は、事務局長が指名する。

第 7 条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 事務局長は、会務を掌理する。
- (3) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (4) 幹事は、事務局長及び事務局次長を補佐する。

第 8 条 役員の任期は次期総会開催までとする。ただし、再任を妨げない。

第 9 条 本会は、総会を随時開催するものとする。

- 2 OB 会の議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 10 条 本会の運営経費は、寄付その他の収入をもって充てる。

第 11 条 本会は、第 3 条第 1 号に規定する事業を同部に委託するものとする。

第 12 条 本会会則の施行にあたり必要な事項は、第 7 条に規定する役員で構成される役員会で決する。

附則

この会則は、平成 28 年 10 月 8 日から施行する。